

### I. 事実の概要<sup>1</sup>

X は、平成 22 年 1 月 24 日午前 0 時半ごろ、業務としてタクシーである普通乗用車(以下、X 車)を運転し、左右の見通しが利かない交差点に時速 40 キロメートルで進入し、左方道路より進行してきた A 運転の普通乗用自動車と衝突し、X 車同乗していた乗客 B を死亡させ、乗客 C に傷害を負わせた。

本件事故現場には、各道路にそれぞれ対面信号機が設置されており、事件当時、X 車の対面信号機は黄色灯火の点滅を、A 車の対面信号機は赤色灯火の点滅を表示していた。それぞれの道路の指定最高速度は時速 30 キロメートルであった。

A は、本件事故当時、酒気を帯び、時速 70 キロメートルで、足元に落とした携帯電話を拾うため前方を注視せずに走行し、対面信号機が赤色灯火の点滅を表示しているにもかかわらず、そのまま交差点に進入してきた事実が認められた。

### II. 問題の所在

1. X が X 車を A 車と衝突させたことは「注意を怠り」(211 条 2 項)といえるか、過失犯の構造及び過失の内容が問題となる。
2. 被害者や第三者の不適切な行動により犯罪結果が生じたといえる場合に、信頼の原則が適用されることがありうるが、その内容はいかなるものか、信頼の原則の法的性質が問題となる。
3. 自ら交通法規に違反をしていた場合にも、信頼の原則の適用が認められるか問題となる。

### III. 学説の状況

1. 過失の構造と内容について

A 説：旧過失論<sup>2</sup>

過失を故意と並ぶ責任要素と解し、注意義務の内容は予見可能性を前提とした結果予見義務と解する説。

B 説：新過失論<sup>3</sup>

過失を責任要素のみならず違法要素、ひいては違法行為を類型化したものとして構成要件要素と解し、注意義務の内容を結果予見義務のみならず結果回避可能性を前提とした結果回避義務とし、一般人を基準とした客観的注意義務違反とする説。

---

<sup>1</sup> 参考判例:最高裁第二小法廷平成 15 年 1 月 24 日刑集第 283 卷 241 項

<sup>2</sup> 山口厚『刑法総論〔第 2 版〕』(有斐閣,2007 年)頁。

<sup>3</sup> 大谷實『刑法概説(総論)〔第 4 版〕』(有斐閣,2008 年)196 頁。

C 説：新新過失論<sup>4</sup>

新過失論を前提としつつ結果予見可能性を不安感・危惧感で足りるとする説。

2. 信賴の原則の法的性質

甲説：結果回避義務制限説<sup>5</sup>

信賴の原則は構成要件的過失の内容をなす結果回避義務を限定する基準となるものとする説。

乙説：予見可能性制限説<sup>6</sup>

信賴の原則は予見可能性を限定する基準となるものとする説。

丙説：客観的注意義務制限説<sup>7</sup>

信賴の原則は客観的注意義務を限定する基準となるものとする説。

3. 自ら交通法規に違反した運転者に信賴の原則が適用されるか。

α 説：肯定説<sup>8</sup>

交通法規に違反した行為者にも、その違反が結果の予見可能性に影響しない限り、信賴の原則適用の余地があるとする説。

β 説：否定説<sup>9</sup>

交通法規に違反した行為者には、それを許容することが社会正義に反するとして、信賴の原則が原則として適用されないとする説。

#### IV. 判例

最高裁判決 昭和 42 年 5 月 25 日<sup>10</sup>

[事案の概要]

ある神社の餅まきにおいて、神社から出ようとする群衆と神社内に入ろうとする群衆が石段付近で接触し、いわゆる滞留現象が生じて折り重なって転倒する者が続出し、窒息死等で 124 名の死者を出した事案。

[判旨]

「右二年詣りの行事は、当地域における著名な行事とされており、年ごとに参拝者の数が増加し、現に前年実施した餅まきのさいには、多数の参拝者がひしめきあって混乱を生じた事実も存するのであるから、原判決認定にかかる時間的かつ地形的状況のもとで餅ま

<sup>4</sup> 藤木英雄『刑法講義総論』(弘文堂, 1975 年)57 頁。

<sup>5</sup> 佐久間修『刑法総論』(成文堂, 2009 年)153 頁。

<sup>6</sup> 曾根威彦『刑法総論〔第 4 版〕』(弘文堂, 2008 年)176 頁。

<sup>7</sup> 大谷實『刑法講義総論〔新版第 3 版〕』(成文堂, 2007 年)205 頁。

<sup>8</sup> 西田典之『刑法総論〔第 2 版〕』(弘文堂, 2010 年)274 頁。

<sup>9</sup> 大塚仁『刑法概説(総論)〔第 4 版〕』(有斐閣, 2008 年)207 頁。

<sup>10</sup> 最高裁判所刑事判例集 21 卷 4 号 584 項。

き等の催しを計画実施する者として、参拝のための多数の群衆の参集と、これを放置した場合の災害の発生とを予測することは、一般常識として可能なことであり、また当然これらのことを予測すべきであったと言わなければならない。したがって、本件の場合、国鉄弥彦線の列車が往きと帰りの群衆の接触地点が地形的に危険な右随神門外の石段付近であった事等の悪条件が重なり、このため、災害が異常に大きなものとなった点は否定できないとしても、かかる災害の発生に関する予見の可能性とこれを予見すべき義務とを、被告人らについて肯定した原判決の判断は正当なものというべきである。そして、右予見の可能性と予見と義務とが認められる以上、被告人らとしては、あらかじめ、相当数の警備員を配置し、参拝者の一方交通を行う等雑踏整理の手段を講ずるとともに、右餅まきの催しを実施するにあたっては、その時刻、場所、方法等について配慮し、その終了後参拝者を安全に分散退出させるべく誘導する等事故の発生を未然に防止するための措置を取るべき注意義務を有し、かつこれらの措置をとることが被告人らとして可能であったこと、また明らかと言わなければならない。」

## V. 学説の検討

### 1. 過失の構造をいかに解するか。

(1) A 説は過失を故意と並ぶ責任要素と解し、注意義務の内容は予見可能性を前提とした結果予見義務と解する。しかし、現代社会においては法益侵害の危険を伴うが社会的に有用な行為(自動車の運転など)が多く存在しており、法益侵害結果の予見が容易であるから、事故が起こると大抵の場合に結果予見義務違反が認められやすく、過失犯の成立範囲が広くなりすぎてしまうため妥当でない。また、過失による犯罪結果について責任非難を向けるにしても、法律上客観的に要求される注意を払っても、なおかつ結果発生を回避し得ない場合にそれによって生じた法益侵害の結果を違法とするのは合理性を欠くといえるのでやはり妥当でない。

(2) B 説は過失を責任要素のみならず違法要素を含んだ構成要件要素と解し、注意義務の内容を結果予見義務と結果回避可能性を前提とした結果回避義務とし、一般人を基準とした客観的注意義務違反とする。この説によれば過失を定型的に把握することができ、法益保護と自由保障機能の調和をはかることができる。この点、C 説は B 説を前提としながらも結果予見可能性を不安感・危惧感で足りるとしているが、これでは予見可能性をあまりにも抽象化してしまい過失犯の成立範囲が広くなりすぎるため妥当ではない。

(3) よって検察側は B 説を採用する。

### 2. 信賴の原則の法的性質

(1) 乙説によると、信賴の原則は結果予見可能性を限定するとしているが、このように考えると事実上の予見可能性があるにもかかわらず、法的な予見可能性が否定されることになり、妥当でない。

(2) 次に、丙説によれば、結果回避義務が認められたにもかかわらず、注意義務を限定してしまつては、注意義務の段階で手抜きをすることを認めることになり妥当ではない。

(3) そもそも、信頼の原則は社会生活上必要な活動に対する注意義務の範囲を限定することにより、国民の自由な行動を保障し、また、病院内における医師と看護師のような協力関係者の業務の円滑な遂行を害することを回避する、という趣旨と解すべきである。

そうであるとすれば、信頼の原則は構成要件的過失の内容をなす結果回避義務を限定する基準となるものとする甲説が妥当である。

よつて、検察側は甲説を採用する。

### 3. 交通法規違反者への信頼の原則適用の肯否について

検察側は信頼の原則について、甲説に立ち、結果回避義務を制限する趣旨であると解する。

そうであるとすれば、過失が競合して発生した交通事故において、行為者が本来求められる注意義務を果たしていれば結果を回避できた場合にまでその義務を免除する趣旨のものであつてはならず、それはいわば、相手方の過失を理由に行為者の手抜きを認めることに他ならず、道路交通法の、「道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資する」(同法1条)という目的に反する。

よつて、自ら交通法規に違反した運転者には信頼の原則を適用しないとすβ説が妥当である。

## VI. 本問の検討

1. (1) 本問 X の、X 車の対面信号機が黄色点滅をしているにもかかわらず、X 車を時速 40 キロメートルで交差点に進入し、A 車と衝突することにより、B を死亡させた行為につき、自動車運転過失致死罪(211 条 2 項)が成立しないか。

(2) 本問事故は、X が X 車を運転中に起こしたものであるため、「自動車の運転上」にあたる。

(3)ア. では、本問 X の、黄色点滅信号を認識していながら、時速 40 キロメートルで交差点に進入した行為は、「注意を怠」つたといえるか。

注意義務の内容について、検察側は B 説を採用するため、結果予見義務と結果回避可能性を前提とした結果回避義務とし、一般人を基準とした客観的注意義務違反とする。

イ. 本問事件現場は、左右の見通しのきかない交差点であり、一灯点滅式信号機が設置された交差点である。このような信号機は通常、交通量は少ないが、事故の危険性を有する道路に設置される信号機である。そして、本問事件当時、0 時半ごろと

いう深夜の時間帯に信号無視をして車が交差点に進入してくることは十分考えられ、また、Xはタクシーという日ごろから車を運転することを業とするものであり、交通規則については熟知しているものと考えられる。以上のことから、当該交差点に差し掛かったXに、本問事故現場において、事故が発生し、それにより乗客が死亡するという結果が発生することは十分予見可能であったと認められる。

- ウ. そして、事件当時、X車側の信号機は、黄色点滅をしており、これは徐行して周りの交通に注意して進行することができることを意味する。そして、徐行とは、ブレーキを踏んでから1メートル以内に停止できる程度や、時速10キロメートル程度と言われるが、本問Xは徐行することなく時速40キロメートルのまま当該交差点に進入している。

ここで仮に、Xが黄色点滅信号を受けて徐行していたとすれば、幅員約7メートルのA車が走行する道路に差し掛かり、A車を認識後すぐブレーキをかければ1メートル以内に停車することが可能であるといえるため、事故は回避できたと考えられる。また、ブレーキをかけなかったとしても、徐行していれば時速70キロメートル、秒速にして約19メートルで走行するA車にぶつかることはなかったと考えられる。従って、Xは本問事故を未然に防ぎ、B死亡という結果を回避することは可能であったと認められる。

- エ. もっとも、本問事故は、酒気帯び運転で赤色灯火を無視し、前方不注意のまま高速度で交差点に進入したAとの衝突によるものであり、本問Xは第三者が適切な行為をとることを信頼するのが相当として、信頼の原則を適用することにより、結果回避義務が制限されないか。

この点について、検察側はβ説を採用する。

本問Xは、法定最高速度が時速30キロメートルである道路を時速40キロメートルで走行しているため、速度超過の道路交通法(22条1項)違反が認められる。また、左右の見通しが悪い交差点に進入する際には、徐行しなければならない(道路交通法42条1号、同条柱書き)ところ、本問Xは時速40キロメートルのまま当該事件現場たる交差点に進入しているため、この点においても、交通法規違反が認められる。

そして、かかる交通法規違反が、直接本問事故を誘発したと認められるため、本問においてXに信頼の原則は適用されない。

- オ. 従って、本問Xは、事故現場に侵入する際に徐行し、本問事故の発生を防ぐことでBの死亡を回避するという結果回避義務を負う。

そうであるにもかかわらず、信号が黄色点滅を示している状況下で、本問Xは、左右を注視せず、徐行することもなく、法定最高速度を10キロメートルも超過する時速40キロメートルのまま本問事故現場たる交差点に侵入しているため、結果回避義務違反が認められる。

カ. よって、本問 X の行為には客観的注意義務違反があり、「必要な注意を怠」ったと認められる。

(4) そして、かかる X の過失行為により事故が発生し、よって B の死亡という結果が発生したため、B の死亡結果と X の過失行為の間に因果関係が認められる。

よって、かかる X の行為につき自動車運転過失致死罪が成立する。

2. 本問 X の、黄色点滅信号があるにもかかわらず、時速 40 キロメートルのまま交差点に進入し、A 車との衝突事故によって C に傷害を負わせた行為につき、自動車運転過失致傷罪(211 条 2 項本文)が成立しないか。

前述の通り、X に過失行為が認められ、この過失行為により本問事故が発生し、よって C に致傷結果を生じさせていることから、自動車運転過失致傷罪の構成要件に該当する。

よって、かかる X の行為に自動車運転致傷罪が成立する。

## VI. 結論

本問 X の B に対する行為につき自動車運転致死罪(211 条 1 項本文)、C に対する行為につき自動車運転過失致傷罪(211 条 1 項本文)が成立し、両者は同一行為により発生した結果に当たるので、観念的競合(54 条 1 項前段)となり、X は自動車運転過失致死罪の罪責を負う。

以上